

目 次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
告示
○教育職員免許状の失効の取消しについて…………… 3
○教育職員免許状の失効について…………… 3
○公印の作成について…………… 4

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第12号）

1 趣旨

平成29年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道月形高等学校ほか7校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道月形高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道当別高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道名寄高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道清里高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道美唄尚栄高等学校ほか3校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道美唄尚栄高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	200	160	40
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	280	240	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	280	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年 4 月 18 日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第12号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道美唄尚栄高等学校の項中

総 合 学 科	360	
---------	-----	--

360	を	総 合 学 科	320		320	に改め、同
-----	---	---------	-----	--	-----	-------

表北海道月形高等学校の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td></td><td>240</td></tr></table> 」					普	通	科	80	80	80		240																
普	通	科	80	80	80		240																										
を					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>40</td><td>40</td><td>80</td><td></td><td>160</td></tr></table> 」					普	通	科	40	40	80		160	に改め、同表北海道野幌高															
普	通	科	40	40	80		160																										
等学校の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>280</td><td>280</td><td>280</td><td></td><td>840</td></tr></table> 」					普	通	科	280	280	280		840	を					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td></tr></table> 」					普	通				
普	通	科	280	280	280		840																										
普	通																																
					「 <table><tr><td>科</td><td>240</td><td>280</td><td>280</td><td></td><td>800</td></tr></table> 」					科	240	280	280		800	に改め、同表北海道当別高等学校																	
科	240	280	280		800																												
の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td><td></td><td>360</td></tr></table> 」					普	通	科	120	120	120		360	を					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td></tr></table> 」					普	通	科			
普	通	科	120	120	120		360																										
普	通	科																															
					「 <table><tr><td>80</td><td>120</td><td>120</td><td></td><td>320</td></tr></table> 」					80	120	120		320	に改め、同表北海道余市紅志高等学校の項中					「 <table><tr><td>総合</td></tr></table> 」					総合								
80	120	120		320																													
総合																																	
					「 <table><tr><td>学科</td><td>200</td><td></td><td>200</td></tr></table> 」					学科	200		200	を					「 <table><tr><td>総合学科</td><td>160</td></tr></table> 」					総合学科	160								
学科	200		200																														
総合学科	160																																
					「 <table><tr><td></td><td>160</td></tr></table> 」						160	に改め、同表北海道森高等学校の項中					「 <table><tr><td>総合学科</td><td></td></tr></table> 」					総合学科											
	160																																
総合学科																																	
					「 <table><tr><td>280</td><td></td><td>280</td></tr></table> 」					280		280	を					「 <table><tr><td>総合学科</td><td>240</td><td></td><td>240</td></tr></table> 」					総合学科	240		240							
280		280																															
総合学科	240		240																														
に改め、同表北海道名寄高等学校の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td></td></tr></table> 」					普	通	科	160	160	160																		
普	通	科	160	160	160																												
					「 <table><tr><td>480</td></tr></table> 」					480	を					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>120</td><td>160</td><td>160</td><td></td><td>440</td></tr></table> 」					普	通	科	120	160	160		440	に改め、				
480																																	
普	通	科	120	160	160		440																										
同表北海道清里高等学校の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>80</td><td>40</td><td>40</td><td></td><td>160</td></tr></table> 」					普	通	科	80	40	40		160																
普	通	科	80	40	40		160																										
を					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>40</td><td>40</td><td>40</td><td></td><td>120</td></tr></table> 」					普	通	科	40	40	40		120	に改め、同表北海道本別															
普	通	科	40	40	40		120																										
高等学校の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>80</td><td>40</td><td>80</td><td></td><td>200</td></tr></table> 」					普	通	科	80	40	80		200	を															
普	通	科	80	40	80		200																										
					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>40</td><td>40</td><td>80</td><td></td><td>160</td></tr></table> 」					普	通	科	40	40	80		160	に改め、同表北海道標茶															
普	通	科	40	40	80		160																										
高等学校の項中					「 <table><tr><td>総合学科</td><td>320</td><td></td><td>320</td></tr></table> 」					総合学科	320		320	を																			
総合学科	320		320																														
					「 <table><tr><td>総合学科</td><td>280</td><td></td><td>280</td></tr></table> 」					総合学科	280		280	に改め、同表北海道白糠高																			
総合学科	280		280																														
等学校の項中					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>80</td><td>40</td><td>80</td><td></td><td>200</td></tr></table> 」					普	通	科	80	40	80		200	を															
普	通	科	80	40	80		200																										
					「 <table><tr><td>普</td><td>通</td><td>科</td><td>40</td><td>40</td><td>80</td><td></td><td>160</td></tr></table> 」					普	通	科	40	40	80		160	に改め、同表北海道羅臼高															
普	通	科	40	40	80		160																										

高等学校の項中	「普通科 80 40 80  200」を					
	「普通科 40 40 80  160」に改める。					

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道教育委員会告示第23号

平成26年5月30日付け北海道教育委員会告示第38号により告示した次の教育職員免許状の失効を取り消した。

平成29年4月18日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏 名	綱 島 康 介		本 籍 地	岐 阜 県	
免許状の種類（教科）	免 許 状 の 番 号		授 与 年 月 日		授 与 権 者
高等学校教諭１種免許状 （ 理 科 ）	平15高一種第0099号		平成15年 9 月 1 日		北海道教育委員会
高等学校教諭専修免許状 （ 理 科 ）	平 1 5 高 専 第 1 2 1 号		平成15年11月30日		岐阜県教育委員会
高等学校教諭専修免許状 （ 農 業 ）	平 1 5 高 専 第 1 3 5 号		平成15年12月31日		
失 効 取 消 の 事 由		教育職員免許法第10条第１項第２号非該当			

北海道教育委員会告示第24号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

平成29年4月18日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

氏 名		今 野 健 太		本 籍 地	北 海 道	
免許状の種類（教科）		免許 状 の 番 号		授 与 年 月 日		授 与 権 者
中学校教諭 1 種免許状 （外国語（英語））		平24中 1 第951号		平成25年 3 月19日		北海道教育委員会
高等学校教諭 1 種免許状 （外国語（英語））		平24高 1 第1300号				
高等学校教諭 1 種免許状 （ 情 報 ）		平24高 1 第1301号				
失 効 の 年 月 日		平成29年 1 月17日				
失 効 の 事 由		教育職員免許法第10条第 1 項第 2 号該当				
氏 名		江 下 憲 之		本 籍 地	北 海 道	

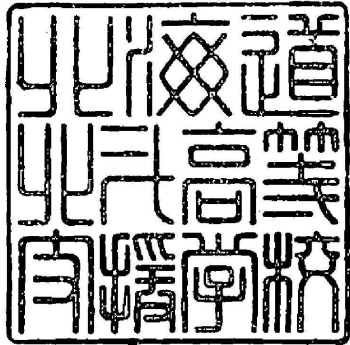
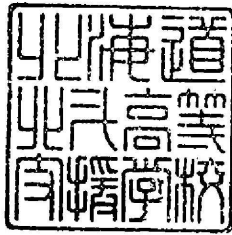
免許状の種類（教科）		免許状の番号		授与年月日		授与権者	
小学校教諭1級普通免許状		昭64小1普第73号		平成元年3月15日		北海道教育委員会	
中学校教諭1級普通免許状 （社 会）		昭64中1普第96号					
高等学校教諭2級普通免許状 （社 会）		昭64高2普第103号					
失効の年月日		平成29年1月25日					
失効の事由		教育職員免許法第10条第1項第2号該当					
氏名	梶谷昌美			本籍地	北海道		
免許状の種類（教科）		免許状の番号		授与年月日		授与権者	
高等学校教諭1種免許状 （工業）		平4高1第1835号		平成5年3月18日		北海道教育委員会	
失効の年月日		平成29年2月22日					
失効の事由		教育職員免許法第10条第1項第2号該当					

北海道教育委員会告示第25号

次の公印を作成し、平成29年4月1日その使用を開始した。

平成29年4月18日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

公印の種別	規格	印影
北海道北斗高等支援学校の印	45mm平方	
北海道北斗高等支援学校の印	30mm平方	

北海道北斗高等支援学校長の印	20mm平方	
----------------	--------	---

